

令和6年度甲賀市カーボンニュートラル推進リフォーム事業補助金申込書

ふりがな			受付印
申込者氏名 対象物件の所有者			
申込者住所	〒 -		
対象物件 申込者住所と同じ場合は記入不要です。	〒 - 甲賀市	※ 現在対象物件に居住していない場合は、令和6年度中に転入・転居により居住していただくことが条件です。	
電話番号 連絡のつく番号をご記入ください	自宅 -	携帯 -	
メール	@		
工事内容	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム) <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム以外) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (品番:) ※ 裏面に示す要件を満たすものであること		
補助対象工事費	円	※ 10万円以上の工事が対象となります。	
施工業者名			※ 市内の個人事業主または市内に本社がある業者に限る。
施工業者住所	甲賀市		
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		※R6.4.1~R7.3.31までの工事に限る。

確認事項 右の項目にチェックをしてください。 ※すべてに☑できた人のみ補助対象となります。	<input type="checkbox"/> これまでにカーボンニュートラル推進リフォーム補助を受けた住宅ではない <input type="checkbox"/> 令和6年度子育て応援・定住促進リフォーム補助金に申込をしていない <input type="checkbox"/> 申込者が所有し、自ら居住している又は年度内に居住する市内の住宅である <input type="checkbox"/> 市税等の滞納をしていない <input type="checkbox"/> 店舗・事務所ではない <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例の規定による者と関係を有していない <input type="checkbox"/> 工事前・後の写真が必須 <input type="checkbox"/> 上記の要件を満たさなくなった場合は補助金の交付ができません
---	--

(提出期限)

令和6年(2024年)5月31日(金)【必着】

(お問合せ・申込先)

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所 商工労政課 TEL69-2188

⇒裏面有り

甲賀市カーボンニュートラル推進リフォーム事業補助金要綱 別表第1号(第4条関係)

製品名	設備要件	
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）の事業計画承認を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合は、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	
高効率給湯器 （エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。	
高効率給湯器 （エネファーム以外）	電気式ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.7以上であること。（JRA規格）
	潜熱回収型ガス給湯器 （エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器 （エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。
太陽熱利用システム	JIS規格に準拠しているもの又は一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。	
家庭用蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 2 住居部分等に電力の一部を供給するために設置するものであること。 3 国が交付する蓄電システムに関する補助金の補助対象機器として指定されているものであること 	
窓断熱設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓断熱設備の工法がガラス交換、内窓設置又は外窓交換のいずれかであること。 2 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ施工後の熱貫流率が3.49W/㎡k以下であること。 	

備考 窓断熱設備のうちガラス交換又は外窓交換の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★以上の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、窓断熱設備調書（様式第4号）によるものとする。